

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税について（お知らせ）

1 税額決定・納税通知書について

所得税及び市民税・県民税の申告について、3月17日以降に申告書を提出された場合は、税額決定・納税通知書には反映されないことがあります。

この場合、順次、税額の変更または決定通知書をお送りしますので、ご理解とご了承のほどお願いします。

2 税制改正について

1 給与所得控除の見直しについて

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

給与所得控除額（改正された範囲）

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		給与の収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 190万円以下		給与の収入金額 × 30% + 8万円

（注）給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

2 特定親族特別控除の創設について

特定親族を有する場合、その特定親族の前年の合計所得金額に応じて所得控除の適用を受けることができる特定親族特別控除が創設されます。特定親族とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者を除く。）で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方をいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

特定親族特別控除額

特定親族の前年の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超～95万円以下	45万円
95万円超～100万円以下	41万円
100万円超～105万円以下	31万円
105万円超～110万円以下	21万円
110万円超～115万円以下	11万円
115万円超～120万円以下	6万円
120万円超～123万円以下	3万円

◇ 税制改正について詳しく知りたい方は金沢市公式HPをご覧ください。



【裏面もご覧ください】

3 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の公的年金からの特別徴収（引き去り）について

1 対象となる方〔原則として次の(1)と(2)の両方の要件を満たす方〕

- (1) 令和8年4月1日現在、65歳以上の公的年金受給者で、市民税・県民税・森林環境税の納税義務のある方
- (2) 年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金などを受給している方で、介護保険料が公的年金から特別徴収されている方

※ 上記の条件に該当していても、特別徴収とならない場合があります。

なお、令和8年度において、新たに公的年金から特別徴収される方は、令和8年10月支給分の年金から開始となります。そのため、令和8年度の市民税・県民税・森林環境税の税額の2分の1に相当する額を、普通徴収（第1期及び第2期）により納めていただくことになります。

※ この制度は納税方法が変わるだけで、新たな税負担が生じるものではありません。

2 公的年金以外の所得から計算した市民税・県民税・森林環境税の納税方法

給与所得や事業所得などの公的年金以外の所得に対する市民税・県民税・森林環境税については、これまでどおり普通徴収（納付書での納付又は口座振替）、又は給与からの特別徴収により納めていただくことになります。

4 納付方法について

1 納付方法

金沢市税は、金沢市指定の金融機関等の窓口や口座振替等で納めることができます。

eL-QR（地方税統一QRコード）が印刷された納付書は、以下の方法でお支払が可能です。

- ・「地方税お支払サイト」からの納付（クレジットカード決済・インターネットバンキングなど）
※令和8年9月にeLお支払サイトに名称変更予定です。
- ・eL-QRに対応した金融機関での窓口納付
- ・eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリでの納付

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 地方税お支払サイト及びスマートフォン決済に関する注意事項

- ・納付手続きに係る通信費やクレジットカード納付等に係る利用料は利用者負担となります。
- ・納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- ・地方税お支払サイト又はスマートフォン決済アプリを利用して納付した場合は、領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、窓口（金融機関又はコンビニエンスストア）で納付してください。
- ・納税証明書の発行については、入金確認までに期間を要します。すぐに納税証明書が必要な場合は、地方税お支払サイト又はスマートフォン決済を利用せず、窓口（金融機関又はコンビニエンスストア）で納付の上、領収証書を金沢市役所本庁又はお近くの各市民センターに持参してください。

◇ 納付方法について詳しく知りたい方は金沢市公式HPをご覧ください。



◆お問合せ先◆ 市民税課 TEL 076(220)2161~2163、2166
FAX 076(220)2154